

瀬戸市個人情報ファイル簿

管理番号	05
個人情報ファイルの名称	市税収納業務
部署	市民生活部 税務課 収納係
個人情報ファイルの利用目的	市税の適正な徴収のため
記録項目	【1 基本的事項】個人番号、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、国・本籍、続柄、親族関係、婚歴、転出入、出生・死亡等、在留資格、旅券、後見・保佐【2 心身】健康状態、病歴、障害【3 社会的地位】職業・勤務先、勤務状況【4 経済活動】収入、財産、納課税、金融機関、取引状況、負債、破産、支出【5 生活】家庭状況、居住状況、公的扶助
記録範囲	市税課税対象者
記録情報の収集方法	本人・法人からの申告等
要配慮個人情報(・条 例要配慮個人情報)が 含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む
記録情報の経常的提供先	実施機関内(庁内各課)他実施機関(県・市町村)団体外の行政機関等(税務署・警察署等)
開示請求等を受理する 組織の名称及び所在地	市民生活部税務課収納係 〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1
訂正及び利用停止に関 する他の法令の規定に よる特別の手続等	なし
個人情報ファイルの種 別	法第60条第2項第1項(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該 当するファイル	有
行政機関等匿名加工情 報の提案募集をする個 人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情 報の提案を受ける組織 の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情 報の概要	—
作成された行政機関等 匿名加工情報に関する 提案を受ける組織の名 称及び所在地	—
作成された行政機関等 匿名加工情報に関する 提案をすることができる 期間	—
備考	各支所及びサービスセンターも同様の個人情報ファイルの取扱い有
保有開始日	昭和40年3月29日
廃止日	
最終更新日	令和5年4月1日